

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 1 2 3 号
件 名	請願及び陳情の正しい処理について
要 旨	<p>新潟市は1兆円近い債務を抱え、財政状態は危機的状況下にあります。この債務は毎年100億円を返済しても100年もかかる膨大な借金で、この財政状態では財政の立て直しこそが急務であり、税金の無駄遣いができない状態です。</p> <p>さて、憲法には「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事情に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない」（憲法第16条）と規定して、請願権（陳情権）を国民の基本的権利として保証しており、請願（陳情）を通じ住民の意思を議会に反映させ、住民の願望である請願（陳情）の趣旨の実現に努めなければなりません。</p> <p>しかし、新潟市議会の議会運営委員会は請願（陳情）に対し、法を無視し遵法精神に反した取り扱いをしています。</p> <p>住民から請願（陳情）が、議長に提出されれば、議長の職権により、所管の常任委員会に付託するのが原則です。</p> <p>しかるに、新潟市議会は、議会運営委員会（委員長、渡辺仁）の独断と偏見により、請願（陳情）をどこにも付託せず水子地蔵にしています。</p> <p>当行為は、明らかに憲法違反であり、かつ地方自治法並びに新潟市議会基本条例第8条第3項に抵触する重大な瑕疵です。</p> <p>このような、水子地蔵が続けられれば、住民の声が議会に届かず、請願（陳情）が形骸化されてしまいます。</p> <p>ついては、請願（陳情）の正しい処理の仕方を求め、陳情いたします。</p>
付 託 年月日 委員会	平成 29 年 3 月 7 日 議会運営委員会
受 理	平成 29 年 2 月 23 日 第 7 0 3 号